

令和3年那審第16号

裁 決

遊漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年7月17日09時40分

沖縄県残波岬南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

遊漁船B

総 ト ン 数	6.2トン	3.0トン
登 録 長	12.82メートル	8.67メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	334キロワット	150キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操船可能のフライングブリッジを有した操舵室を配し、同室中央に操舵輪、その前面には左舷側に漁業無線機、中央に魚群探知機、右舷側にレーダー、GPSプロッター及び自動操舵装置がそれぞれ取り付けられ、操舵輪の右後方に椅子を備えたFRP製遊漁船で、a受審人が単独で乗り組み、釣り客11人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.25メートル船尾0.85メートルの喫水をもって、令和3年7月17日09時30分沖縄県都屋漁港を発し、同県渡名喜島北方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、Aが12ノット以上の速力で航行すると、船首が持ち上がり、操舵室から前方を見ると、左右各7度の死角が生じることを承知していたので、操舵室で操船するときは、船首を左右に振るか、フライングブリッジで操船して死角を解消していた。

a受審人は、09時39分少し前残波岬灯台から196度（真方位、以下同じ。）3.4海里の地点に至り、針路を270度に定め14.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）として、操舵室内の椅子に腰掛け、手動操舵で進行した。

a受審人は、定針したとき、正船首500メートルのところに、Bを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す形象物を表示していないものの、ほとんど動かないことから、錨泊していることが分かる状態で、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、船首方を一見したところ、他船を見かけなかつ

たので、航行に支障となる船はいないと思い、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a 受審人は、Bを避けないで続航し、09時40分僅か前船首至近に同船を認め、機関を後進に掛けたものの、効なく、09時40分残波岬灯台から200度3.4海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの右舷中央部に前方から45度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央に操舵室を設けたFRP製遊漁船で、b受審人が単独で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.52メートル船尾0.92メートルの喫水をもって、同日08時00分沖縄県浜川漁港を発し、残波岬南方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、釣り場に到着し、釣り場の移動を繰り返して遊漁を行った後、周囲を確認して支障となる船を見かけなかったため、近くに船はいないものと考え、09時25分衝突地点付近の水深43メートルのところで、直径12ミリメートルのナイロン製の錨索に長さ2メートルのステンレス製のチェーンを繋いだステンレス製で重さ約13キログラムの5爪錨を投下して錨索を船首部のビットに係止し、黒色球形形象物を表示することなく、船首を045度に向け機関を中立運転として錨泊を開始した。

b受審人は、機関の冷機運転を終えて機関を停止し、船尾に移動して釣り客を見ていたところ、09時39分少し前衝突地点付近で船首が045度を向いていたとき、右舷船首45度500メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のお

それがあつた態勢で接近する状況であつたが、船尾で釣り客の様子を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかつたので、このことに気付かなかつた。

b 受審人は、注意喚起信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらずに錨泊を続け、09時40分少し前釣り客の声で自船に向首接近するAを間近に認め、同船に向かつて両手を振りながら大声を發したものの、及ばず、Bは、船首が045度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首部外板に擦過傷及び右舷船首部手すりに曲損を、Bは操舵室の圧壊及び右舷中央部外板に擦過傷をそれぞれ生じた。

(航法の適用)

本件は、残波岬南方沖合において、航行中のAと錨泊中のBが衝突したもので、同水域には特別法の適用がなく、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、残波岬南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、錨泊中のBを避けなかつたことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかつたことも一因をなすものである。

a 受審人は、残波岬南方沖合において、渡名喜島北方沖合の釣り場に向けて航行する場合、船首方に死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、死角を補う見張り

を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首方を一見したところ、他船を見かけなかったので、航行に支障となる船はいないと思い、死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人は、残波岬南方沖合において、遊漁の目的で錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船尾で釣り客の様子を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月15日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 大 北 直 明